



2026年5月28日

各 位

会社名 株式会社 乃村 工 藝 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝  
(コード番号 9716 東証プライム)  
問合せ先 取 締 役 常務執行役員 前島 隆之  
(TEL. 03-5962-1119)

### 業績条件型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績条件型譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年6月26日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 16,300 株
(3) 処分価額	1株につき 1,089 円
(4) 処分価額の総額	17,750,700 円
(5) 割当予定先	取締役 4名 (※) 12,700株 上席執行役員 2名 3,600株 ※ 監査等委員である取締役および社外取締役を除きます

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2021年4月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度および業績条件付株式報酬制度（以下「P S U制度」といいます。）を導入することを決議し、2021年5月27日開催の第84回定時株主総会において、各制度に係る報酬を取締役に付与することをご承認いただき、また、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会においても、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する金銭報酬枠とは別枠で、P S U制度について年額100百万円以内（年20万株以内）の報酬を付与することにつき、ご承認をいただいております。

さらに、2024年5月23日開催の第87回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、P S U制度に基づき対象取締役に交付する株式に、対象取締役が当社の取締役その他当社の定め

るいずれの地位も退任する日までの間の譲渡制限を付す等の変更を行うことにつき、ご承認をいただいております。また、P S U制度は当社の上席執行役員にも適用しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役4名および当社の上席執行役員2名（以下「対象取締役等」といいます。）に対し、P S U制度について設定した業績条件の達成度を踏まえ、金銭報酬債権合計 17,750,700 円の現物出資と引換えに当社の普通株式 16,300 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

## < P S U制度の概要 >

### （1）株式交付および金銭支給の条件

当社は、1 事業年度以上で当社の取締役会において定めた期間（以下「業績評価期間」という。）における①業績目標および②対象取締役等の役位別の報酬基準額を設定し、以下の条件の全てが成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役等に対して、各対象取締役等の報酬基準額を当社株式として交付いたします。

#### 【業績条件】

当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成すること。

#### 【勤務条件】

対象取締役等が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること。

#### 【欠格事由の不存在】

法令または社内規則の違反その他の株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当していないこと。

### （2）株式交付の方法

P S U制度にもとづく株式の発行または処分は、対象取締役等に対して報酬等として株式交付分に相当する額の金銭報酬債権を支給し、対象取締役等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の発行または処分を受ける方法で行うものとします。対象取締役に対して当社が発行または処分する当社株式の総数は、年 20 万株以内といたします（ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じてこの総数の上限を調整する。）。

なお、当該発行または処分の 1 株当たりの払込金額は、当該発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役等に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

### （3）その他の条件

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役等が当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由

がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式または金銭を支給することができるものといたします。

#### (4) 本割当株式の譲渡制限の内容

本割当株式には、以下の内容を含む譲渡制限を付すこととしており、対象取締役等は当該内容に同意しております。

##### (i) 譲渡制限

対象取締役等は、本割当株式の払込期日から、当社の取締役又は上席執行役員のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位に就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

対象取締役等は、本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されるものとする。

##### (ii) 無償取得事由

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (iii) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、P S U制度にもとづき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年5月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,089円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上